

※別添写しについては添付を省略しています。

別添1

消表対第162号  
令和5年2月15日

株式会社オン・ザ・ライン  
代表取締役 根津 裕 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか  
(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が株式会社ボードウォーク（以下「ボードウォーク」という。）及びマーヴェリック・ディー・シー株式会社（以下「マーヴェリック・ディー・シー」という。）と共同して供給した令和4年5月21日及び同月22日に東京ドームで実施された「L'Arc-en-Ciel 30th L'Anniversary LIVE」と称するコンサート（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社、ボードウォーク及びマーヴェリック・ディー・シーが共同して一般消費者に提供した本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- ア(ア) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年1月1日から同年5月18日までの間、「30th L'Anniversary LIVE 2022 MAY 21 22 —TOKYO DOME— L'Arc-en-Ciel」と称するウェブサイト（以下「オフィシャルウェブサイト」という。）において、「会場の座席レイアウトはこれら」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像等を表示するなど、本件役務について、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、SS席を購入すれば1階アリーナ席、S席を購入すれば1階スタンド席、また、A席を購入すればバルコニー席又

は2階スタンド席で本件役務の提供を受けることができるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、S S席を購入しても1階スタンド席で本件役務の提供を受ける場合があり、S席を購入しても主に1階スタンド席後方でしか本件役務の提供を受けることができず、かつ、バルコニー席又は2階スタンド席で本件役務の提供を受けれる場合があり、また、A席を購入してもバルコニー席で本件役務の提供を受けることはできず、かつ、主に2階スタンド席後方でしか本件役務の提供を受けることができないものであったこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務と同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務と同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 株式会社オン・ザ・ライン（以下「オン・ザ・ライン」という。）は、東京都港区北青山二丁目12番13号に本店を置き、国内外アーティストのコンサートの企画、イベントの制作及びチケット販売業等を営む事業者である。
- (2) ボードウォークは、東京都千代田区麹町一丁目7番地2号に本店を置き、オンラインチケットを発行・販売するプラットフォームの企画、構築及び提供業等を営む事業者である。
- (3) マーヴェリック・ディー・シーは、東京都渋谷区恵比寿南二丁目8番12号に本店を置き、音楽芸能に関する催事の企画、制作及び興行、マネージメント管理業等を営む事業者である。
- (4) オン・ザ・ラインは本件役務を提供するために必要な業務全体を統括し、ボードウォークは主に本件役務に係る座席の販売に関する業務を実施し、マーヴェリック・ディー・シーは主に本件役務に係るアーティストの出演に関する業務を実施することにより、当該3社は共同して本件役務を一般消費者に提供した。
- (5) オン・ザ・ラインは、ボードウォーク及びマーヴェリック・ディー・シーと協議することにより、オフィシャルウェブサイト及び「ticket board」と称する

ウェブサイトの表示内容を共同して決定していた。

- (6)ア オン・ザ・ラインは、ボードウォーク及びマーヴェリック・ディー・シーと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年1月1日から同年5月18日までの間、オフィシャルウェブサイトにおいて、「会場の座席レイアウトはこちら」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像等を表示するなど、本件役務について、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、SS席を購入すれば1階アリーナ席、S席を購入すれば1階スタンド席、また、A席を購入すればバルコニー席又は2階スタンド席で本件役務の提供を受けることができるかのように示す表示をしていた。
- イ 実際には、SS席を購入しても1階スタンド席で本件役務の提供を受ける場合があり、S席を購入しても主に1階スタンド席後方でしか本件役務の提供を受けることができず、かつ、バルコニー席又は2階スタンド席で本件役務の提供を受ける場合があり、また、A席を購入してもバルコニー席で本件役務の提供を受けることはできず、かつ、主に2階スタンド席後方でしか本件役務の提供を受けることができないものであった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、オン・ザ・ラインは、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示  
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。  
(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示  
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及

び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

表示媒体	表示期間	表示内容
オフィシャルウェブサイト	令和4年1月1日から同年5月18日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「VENUE 東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 W会員シート ¥22,000 (tax in)／枚 ※SS席メモリアルグッズ付」、「全席指定 SS席 ¥22,000 (tax in)／枚 ※SS席メモリアルグッズ付」、「全席指定 S席 ¥16,500 (tax in)／枚 ※S席メモリアルグッズ付」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in)／枚」</li> <li>「会場の座席レイアウトはこれら」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul> <p style="text-align: right;">(別添写し1)</p>
「ticket board」と称するウェブサイト	令和4年1月7日から同月11日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 W会員シート (SS席メモリアルグッズ付) ¥22,000 (tax in)／枚」、「全席指定 SS席 (SS席メモリアルグッズ付) ¥22,000 (tax in)／枚」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ) ¥16,500 (tax in)／枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in)／枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul> <p style="text-align: right;">(別添写し2)</p>
	令和4年1月14日から同月17日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 SS席 (SS席メモリアルグッズ付) ¥22,000 (tax in)／枚」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in)／枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in)／枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul> <p style="text-align: right;">(別添写し3)</p>
	令和4年1月14日から同月17日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in)／枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in)／枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul>

表示媒体	表示期間	表示内容
		<p>について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像 (別添写し4)</p>
	令和4年1月19日から同月24日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>・「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</li> <li>・「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像 (別添写し5)</li> </ul>
	令和4年3月18日から同月22日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>・「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</li> <li>・「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像 (別添写し6)</li> </ul>
	令和4年3月25日から同月28日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>・「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</li> <li>・「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像 (別添写し7)</li> </ul>
	令和4年4月15日から同月19日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>・「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</li> <li>・「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像 (別添写し8)</li> </ul>
	令和4年4月22日から同月25日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>・「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及</li> </ul>

表示媒体	表示期間	表示内容
		<p>び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul> <p>(別添写し9)</p>
	令和4年5月9日から 同月18日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>・「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</li> <li>・「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul> <p>(別添写し10)</p>

消表対第163号  
令和5年2月15日

株式会社ボードウォーク  
代表取締役 西 茂弘 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか  
(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が株式会社オン・ザ・ライン（以下「オン・ザ・ライン」という。）及びマーヴェリック・ディー・シー株式会社（以下「マーヴェリック・ディー・シー」という。）と共同して供給した令和4年5月21日及び同月22日に東京ドームで実施された「L'Arclen～Ciel 30th L'Anniversary LIVE」と称するコンサート（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社、オン・ザ・ライン及びマーヴェリック・ディー・シーが共同して一般消費者に提供した本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- ア(ア) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年1月1日から同年5月18日までの間、「30th L'Anniversary LIVE 2022 MAY 21 22 —TOKYO DOME— L'Arc～en～Ciel」と称するウェブサイト（以下「オフィシャルウェブサイト」という。）において、「会場の座席レイアウトはこれら」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像等を表示するなど、本件役務について、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、SS席を購入すれば1階アリーナ席、S席を購入すれば1階スタンド席、また、A席を購入すればバルコニー席又

は2階スタンド席で本件役務の提供を受けることができるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、S S席を購入しても1階スタンド席で本件役務の提供を受ける場合があり、S席を購入しても主に1階スタンド席後方でしか本件役務の提供を受けることができず、かつ、バルコニー席又は2階スタンド席で本件役務の提供を受けれる場合があり、また、A席を購入してもバルコニー席で本件役務の提供を受けることはできず、かつ、主に2階スタンド席後方でしか本件役務の提供を受けることができないものであったこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務と同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務と同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 株式会社ボードウォーク（以下「ボードウォーク」という。）は、東京都千代田区麹町一丁目7番地2号に本店を置き、オンラインチケットを発行・販売するプラットフォームの企画、構築及び提供業等を営む事業者である。
- (2) オン・ザ・ラインは、東京都港区北青山二丁目12番13号に本店を置き、国内外アーティストのコンサートの企画、イベントの制作及びチケット販売業等を営む事業者である。
- (3) マーヴェリック・ディー・シーは、東京都渋谷区恵比寿南二丁目8番12号に本店を置き、音楽芸能に関する催事の企画、制作及び興行、マネージメント管理業等を営む事業者である。
- (4) ボードウォークは主に本件役務に係る座席の販売に関する業務を実施し、オン・ザ・ラインは本件役務を提供するために必要な業務全体を統括し、マーヴェリック・ディー・シーは主に本件役務に係るアーティストの出演に関する業務を実施することにより、当該3社は共同して本件役務を一般消費者に提供した。
- (5) ボードウォークは、オン・ザ・ライン及びマーヴェリック・ディー・シーと協議することにより、オフィシャルウェブサイト及び「ticket board」と称する

ウェブサイトの表示内容を共同して決定していた。

- (6)ア ボードウォークは、オン・ザ・ライン及びマーヴェリック・ディー・シーと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年1月1日から同年5月18日までの間、オフィシャルウェブサイトにおいて、「会場の座席レイアウトはこちら」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像等を表示するなど、本件役務について、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、SS席を購入すれば1階アリーナ席、S席を購入すれば1階スタンド席、また、A席を購入すればバルコニー席又は2階スタンド席で本件役務の提供を受けることができるかのように示す表示をしていた。
- イ 実際には、SS席を購入しても1階スタンド席で本件役務の提供を受ける場合があり、S席を購入しても主に1階スタンド席後方でしか本件役務の提供を受けることができず、かつ、バルコニー席又は2階スタンド席で本件役務の提供を受ける場合があり、また、A席を購入してもバルコニー席で本件役務の提供を受けることはできず、かつ、主に2階スタンド席後方でしか本件役務の提供を受けることができないものであった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、ボードウォークは、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示  
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。  
(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示  
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及

び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

表示媒体	表示期間	表示内容
オフィシャルウェブサイト	令和4年1月1日から同年5月18日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「VENUE 東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 W会員シート ¥22,000 (tax in)／枚 ※SS席メモリアルグッズ付」、「全席指定 SS席 ¥22,000 (tax in)／枚 ※SS席メモリアルグッズ付」、「全席指定 S席 ¥16,500 (tax in)／枚 ※S席メモリアルグッズ付」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in)／枚」</li> <li>「会場の座席レイアウトはこれら」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul> <p style="text-align: right;">(別添写し1)</p>
「ticket board」と称するウェブサイト	令和4年1月7日から同月11日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 W会員シート (SS席メモリアルグッズ付) ¥22,000 (tax in)／枚」、「全席指定 SS席 (SS席メモリアルグッズ付) ¥22,000 (tax in)／枚」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ) ¥16,500 (tax in)／枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in)／枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul> <p style="text-align: right;">(別添写し2)</p>
	令和4年1月14日から同月17日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 SS席 (SS席メモリアルグッズ付) ¥22,000 (tax in)／枚」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in)／枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in)／枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul> <p style="text-align: right;">(別添写し3)</p>
	令和4年1月14日から同月17日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in)／枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in)／枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul>

表示媒体	表示期間	表示内容
		<p>について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像            (別添写し4)</p>
	令和4年1月19日から同月24日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像            (別添写し5)</li> </ul>
	令和4年3月18日から同月22日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像            (別添写し6)</li> </ul>
	令和4年3月25日から同月28日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像            (別添写し7)</li> </ul>
	令和4年4月15日から同月19日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像            (別添写し8)</li> </ul>
	令和4年4月22日から同月25日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及</li> </ul>

表示媒体	表示期間	表示内容
		<p>び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul> <p>(別添写し9)</p>
	令和4年5月9日から 同月18日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>・「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</li> <li>・「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul> <p>(別添写し10)</p>

※別添写しについては添付を省略しています。

別添3

消表対第164号  
令和5年2月15日

マーヴェリック・ディー・シー株式会社  
代表取締役 大石 正弘 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が株式会社オン・ザ・ライン（以下「オン・ザ・ライン」という。）及び株式会社ボードウォーク（以下「ボードウォーク」という。）と共同して供給した令和4年5月21日及び同月22日に東京ドームで実施された「L'Arc-en-Ciel 30th L'Anniversary LIVE」と称するコンサート（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

## 1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社、オン・ザ・ライン及びボードウォークが共同して一般消費者に提供した本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年1月1日から同年5月18日までの間、「30th L'Anniversary LIVE 2022 MAY 21 22 —TOKYO DOME— L'Arc-en-Ciel」と称するウェブサイト（以下「オフィシャルウェブサイト」という。）において、「会場の座席レイアウトはこちら」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像等を表示するなど、本件役務について、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、SS席を購入すれば1階アリーナ席、S席を購入すれば1階スタンド席、また、A席を購入すればバルコニー席又は2階スタンド席で本件役務の提供を受けることができるかのように示す表示を

していたこと。

- (1) 実際には、S S席を購入しても1階スタンド席で本件役務の提供を受ける場合があり、S席を購入しても主に1階スタンド席後方でしか本件役務の提供を受けることができず、かつ、バルコニー席又は2階スタンド席で本件役務の提供を受ける場合があり、また、A席を購入してもバルコニー席で本件役務の提供を受けることはできず、かつ、主に2階スタンド席後方でしか本件役務の提供を受けることができないものであったこと。
- イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件役務と同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務と同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) マーヴェリック・ディー・シー株式会社（以下「マーヴェリック・ディー・シー」という。）は、東京都渋谷区恵比寿南二丁目8番12号に本店を置き、音楽芸能に関する催事の企画、制作及び興行、マネージメント管理業等を営む事業者である。
- (2) オン・ザ・ラインは、東京都港区北青山二丁目12番13号に本店を置き、国内外アーティストのコンサートの企画、イベントの制作及びチケット販売業等を営む事業者である。
- (3) ボードウォークは、東京都千代田区麹町一丁目7番地2号に本店を置き、オンラインチケットを発行・販売するプラットフォームの企画、構築及び提供業等を営む事業者である。
- (4) マーヴェリック・ディー・シーは主に本件役務に係るアーティストの出演に関する業務を実施し、オン・ザ・ラインは本件役務を提供するために必要な業務全体を統括し、ボードウォークは主に本件役務に係る座席の販売に関する業務を実施することにより、当該3社は共同して本件役務を一般消費者に提供した。
- (5) マーヴェリック・ディー・シーは、オン・ザ・ライン及びボードウォークと協議することにより、オフィシャルウェブサイト及び「ticket board」と称するウェブサイトの表示内容を共同して決定していた。

- (6)ア マーヴェリック・ディー・シーは、オンライン及びボードウォークと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年1月1日から同年5月18日までの間、オフィシャルウェブサイトにおいて、「会場の座席レイアウトはこちら」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像等を表示するなど、本件役務について、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、SS席を購入すれば1階アリーナ席、S席を購入すれば1階スタンド席、また、A席を購入すればバルコニー席又は2階スタンド席で本件役務の提供を受けることができるかのように示す表示をしていた。
- イ 実際には、SS席を購入しても1階スタンド席で本件役務の提供を受ける場合があり、S席を購入しても主に1階スタンド席後方でしか本件役務の提供を受けることができず、かつ、バルコニー席又は2階スタンド席で本件役務の提供を受ける場合があり、また、A席を購入してもバルコニー席で本件役務の提供を受けることはできず、かつ、主に2階スタンド席後方でしか本件役務の提供を受けることができないものであった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、マーヴェリック・ディー・シーは、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示  
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。  
(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることがなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示  
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及

び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

表示媒体	表示期間	表示内容
オフィシャルウェブサイト	令和4年1月1日から同年5月18日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「VENUE 東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 W会員シート ¥22,000 (tax in)／枚 ※SS席メモリアルグッズ付」、「全席指定 SS席 ¥22,000 (tax in)／枚 ※SS席メモリアルグッズ付」、「全席指定 S席 ¥16,500 (tax in)／枚 ※S席メモリアルグッズ付」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in)／枚」</li> <li>「会場の座席レイアウトはこれら」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul> <p style="text-align: right;">(別添写し1)</p>
「ticket board」と称するウェブサイト	令和4年1月7日から同月11日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 W会員シート (SS席メモリアルグッズ付) ¥22,000 (tax in)／枚」、「全席指定 SS席 (SS席メモリアルグッズ付) ¥22,000 (tax in)／枚」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ) ¥16,500 (tax in)／枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in)／枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul> <p style="text-align: right;">(別添写し2)</p>
	令和4年1月14日から同月17日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 SS席 (SS席メモリアルグッズ付) ¥22,000 (tax in)／枚」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in)／枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in)／枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul> <p style="text-align: right;">(別添写し3)</p>
	令和4年1月14日から同月17日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in)／枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in)／枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul>

表示媒体	表示期間	表示内容
		<p>について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像            (別添写し4)</p>
	令和4年1月19日から同月24日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像            (別添写し5)</li> </ul>
	令和4年3月18日から同月22日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像            (別添写し6)</li> </ul>
	令和4年3月25日から同月28日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像            (別添写し7)</li> </ul>
	令和4年4月15日から同月19日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</li> <li>「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像            (別添写し8)</li> </ul>
	令和4年4月22日から同月25日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及</li> </ul>

表示媒体	表示期間	表示内容
		<p>び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul> <p>(別添写し9)</p>
	令和4年5月9日から 同月18日までの間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「会場」及び「東京ドーム」</li> <li>・「チケット料金」、「全席指定 S席 (S席メモリアルグッズ付) ¥16,500 (tax in) /枚」及び「全席指定 A席 ¥11,000 (tax in) /枚」</li> <li>・「席種について」並びに「座席図イメージ」との記載と共にステージ、W会員シート、SS席、S席及びA席について会場内でのそれぞれの配置場所を図示した画像</li> </ul> <p>(別添写し10)</p>